



当社向かい側の瑞穂町エコパーク

2017年度 環境活動レポート

活動期間:2017年9月1日～2018年8月31日

関東化学株式会社

作成日 2018年9月14日

1	<u>代表取締役社長あいさつ</u>	3
2	<u>環境方針</u>	4
3	<u>組織の概要</u>	5
4	<u>実施体制</u>	7
5	<u>環境目標・活動計画及び実績</u>	9
	5-1. 単年及び中期目標(3~4年)	9
	5-2. 数値目標及び実績	
	環境活動計画取組結果とその評価・次年度の取組	10
6	<u>当社の取組</u>	11
	① 節電・節水対策 ②再資源化対策 ③非常時における訓練	
	④ グリーン購入の推進 ⑤掲示による周知・啓発	
7	<u>環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果</u>	
	<u>並びに違反、訴訟等の有無</u>	14
8	<u>代表者による全体評価と見直しの結果</u>	18

1 代表取締役社長あいさつ

エコアクション21を取り組み始めて、5年が経過しました。

目標を達成できた項目・出来なかった項目等ございましたが、あきらめずにどうすれば目標を達成できるかを考え・実行すると言う事が従業員皆さんの中に生まれてきたのを感じた5年間でした。今季の決算を迎えて、従業員の努力により達成できたものや、達成は出来なかったものの、これから先に向けて新たな考えを実行する事ができそうな物など、いろいろな創意工夫が出来た1年だと思っております。

次年度に向けてまた新たな環境経営のありかたをしっかりと見据えて行きたいと思います。

平成30年9月

関東化学株式会社

代表取締役 島田 廣行



2 環境方針

基本理念

産業廃棄物処理業を営むうえで、地球環境の保全是避けて通れない課題のひとつです。関東化学株式会社は創業以来、「汚れなき国土を未来へ！」を基本理念に掲げ、数々の環境問題に対して積極的に取り組んでまいりました。今後も継続して邁進してまいります。又、当社は環境経営を進める事により、環境に優しい社会の実現に貢献します。すなわち「資源再生・リサイクル」を拡大・充実することにより、国の推進する循環型社会の実現、地球環境保全に貢献します。

行動指針

当社は上に掲げた基本理念に基づき、事業活動における環境への影響を社員全員が理解し以下の項目につき積極的に取り組みます。

1. 国・地方自治体などの環境に関連する規制及び当社が同意したその他の要求事項を遵守することはもとより、自主管理基準を設定して、継続的に廃棄物の再資源化に努める。
2. 地球環境保護のために、省資源・省エネルギー・リサイクル活動を推進します。
 - ① 燃料(軽油、ガソリン、灯油、LPG など)使用によるCO₂使用量の削減
 - ② 電気使用量の削減
 - ③ 総排水量の削減
 - ④ 廃棄物排出量の削減
 - ⑤ 化学物質使用量の削減
3. 資材等の購入において、積極的にグリーン購入を推進することにより広く環境保全活動に寄与します。合わせて、社内で使用するオフィス用品のグリーン購入の推進に努めます。
4. 受託した産業廃棄物の再資源化を推進し、最終処分量の削減に取り組みます。
5. 環境方針は、すべての従業員に周知します。

平成25年 3月 1日制定

平成29年10月12日改訂

関東化学株式会社

代表取締役

島田廣行

3 組織の概要

社名 関東化学株式会社 代表取締役 島田 廣行
 所在地 〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎字松原1623番地
 環境管理 環境管理責任者 島田 廣行
 事務局 佐藤 律子
 TEL 042-557-5408 ・ FAX 042-557-5476
 URL info@kantoukagaku.com

対象環境活動の範囲・認証・登録

対象範囲：本社工場 上記所在地に同じ

認証・登録対象活動：貴金属精錬業、産業廃棄物収集運搬及び処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業
 事業の規模（処理実績：2017年度）

処理方法等	廃棄物等種類	処分方法等	処理量(t)	
収集運搬	廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック・廃油 特別管理産業廃棄物(医療廃棄物)等	分別してそれぞれの処分課程へ	1,136	
中間処理	廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック	廃液：中和濃縮・廃プラスチック：焼却	1,035	
うち再資源化等	廃プラ：焼却・精錬後に抽出される粗銀	売却	166	
収集後処分委託	廃油・医療廃棄物等	処理業者へ委託	56	
中間処 理後	最終処分	廃液処理後の廃プラ容器等	焼却	45
	再資源化等	廃酸・廃アルカリ・精錬後の廃プラスチック	道路路盤材・コンクリート用砂等	166

工場見取図

倉庫	精錬場	貯留タンク	2号炉	事務所	1F 屋根		
医療保管 庫		廃液処理場	焼却炉 ゴンドラ		階段	応接室	書類 倉庫
トイレ	フィルム保管	出入り口	1号炉	社長室		更衣室	
2F 階段				フィルム分別場		2 階	
1 階				2 階			

工場：延床面積 474㎡

業種 貴金属精錬業・産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物収集運搬業
 創業 昭和39年1月
 設立 昭和50年8月
 資本金 1,100万円
 売上高 2.9億円(2017年度)
 従業員数 19名
 沿革 昭和50年10月 東京都公害防止工場の認定
 平成20年12月 プライバシーマーク認定

許可の内容

許可者	許可番号	許可年月日	有効年月日	事業の区分	許可品目			
					積替え保管(有・無)	廃酸	廃アルカリ	廃プラ
東京都	第 1320002307 号	26.08.07	31.08.06	処分業	○	○	○	
東京都	第 1300002307 号	26.08.07	31.08.06	収集運搬業(無)	○	○	○	○
埼玉県	第 1102002307 号	30.03.07	35.03.07	収集運搬業(無)	○	○	○	○
神奈川県	第 1403002307 号	30.04.25	35.03.07	収集運搬業(無)	○	○	○	○
茨城県	第 0801002307 号	28.09.08	33.08.31	収集運搬業(無)	○	○	○	○
千葉県	第 1200002307 号	30.04.12	35.04.11	収集運搬業(無)	○	○	○	○
群馬県	第 1000002307 号	26.03.08	31.03.07	収集運搬業(無)	○	○	○	○
長野県	第 2009002307 号	29.06.23	34.06.22	収集運搬業(無)	○	○	○	
山梨県	第 1900002307 号	30.04.01	35.03.31	収集運搬業(無)	○	○	○	
栃木県	第 0900002307 号	26.06.16	31.06.15	収集運搬業(無)	○	○	○	
福島県	第 0707002307 号	27.05.07	32.04.30	収集運搬業(無)	○	○	○	
愛知県	第 2300002307 号	27.01.05	31.11.29	収集運搬業(無)	○	○	○	
静岡県	第 2201002307 号	25.12.09	30.12.08	収集運搬業(無)	○	○	○	
三重県	第 2400002307 号	27.08.21	32.08.20	収集運搬業(無)	○	○	○	
岐阜県	第 2100002307 号	26.12.08	31.12.07	収集運搬業(無)	○	○	○	

特別管理産業廃棄物の許可内容

許可者	許可番号	許可年月日	有効年月日	事業の区分	許可品目			
					積替え保管(有・無)	強酸	強アルカリ	感染性 廃棄物
東京都	第 1360002307 号	26.09.02	31.09.01	収集運搬業(有)	○	○	○	○
神奈川県	第 1453002307 号	26.09.16	31.09.15	収集運搬業(無)	○	○	○	○
埼玉県	第 1152002307 号	26.09.30	31.09.08	収集運搬業(無)	○	○	○	○
千葉県	第 1250002307 号	28.08.16	33.08.15	収集運搬業(無)	○	○	○	○
群馬県	第 1050002307 号	28.11.14	33.11.13	収集運搬業(無)	○	○	○	○

収集運搬業:運搬車両

運搬車両の種類	最大積載量等	台数
平ボディ車	1.5t・2t・3t	4台
箱型専用車	7.7t・11t	2台
医療廃棄物専用車	1t・2t	3台
普通車	ライトバン	1台
合計		10台

収集運搬業:積替保管施設(医療廃棄物専用施設)

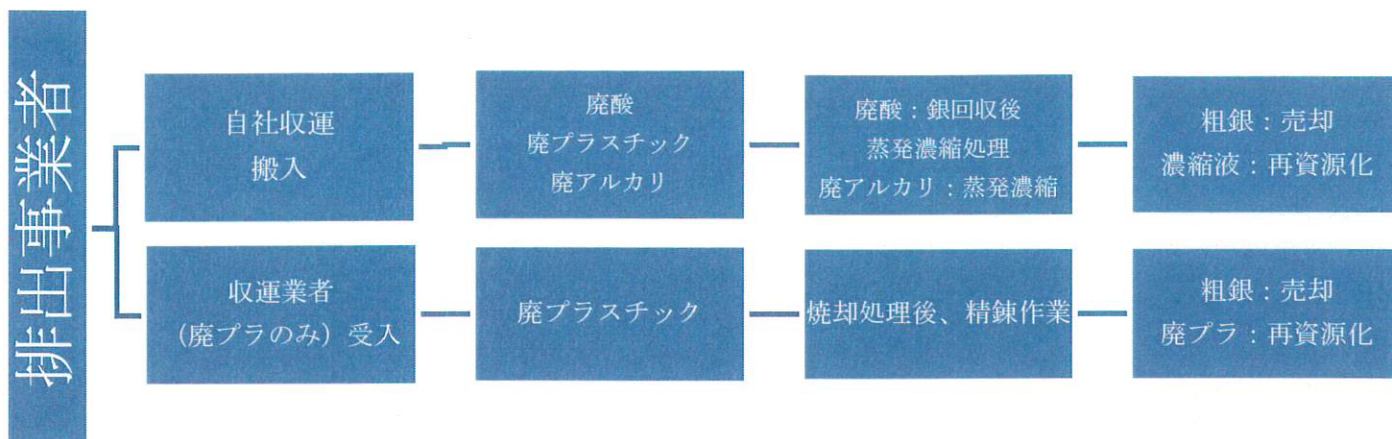
所在地: 本社工場内(冷凍庫完備)

面積: 6.85㎡ 保管上限: 2.65㎡

処分業：処理施設

処理施設の種類	産廃の種類	処理能力(規模)	処理方式	処理工程
焼却設備	廃プラスチック	2t/日	焼却	下図工程図参照
真空蒸発濃縮設備	廃酸・廃アルカリ	4t/日	蒸発濃縮	下図工程図参照

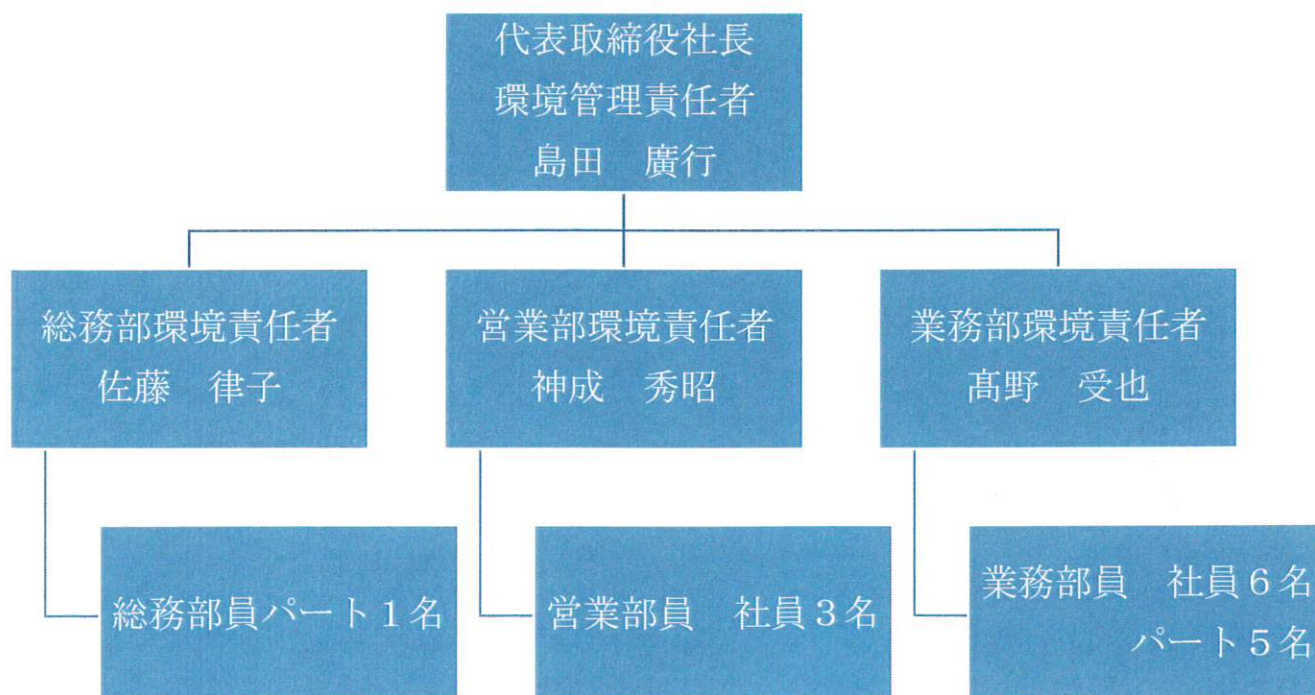
処理工程図



4 実施体制

関東化学 EMS を推進して行く上での権限及び責任を明確にするため下記に役割・権限・責任図を示す。

組織図



エコアクション21 役割・権限・責任図

	役割・責任・権限
代表者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境管理責任者の任命 2. 環境方針の制定 3. 環境経営システムの実施および管理に必要な資源の準備 4. 環境経営システムの定期的見直しの実施
環境管理責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境経営システムの確立、実施、維持、継続的改善 2. 社長への環境経営システムの実施状況報告 3. 推進機関であるEA21EMSの事務局の責任者として事務局運営 4. それぞれの業務・役割に応じ、必要な教育訓練を適切に計画・実施する 5. 関連法規の取りまとめ表の維持管理、遵守徹底 6. 環境関連文書及び記録の作成・整理 7. 社内情報の外部公開可否決定 8. 環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 9. 環境目標、環境活動計画書原案の作成 10. 環境活動の実績集計、環境関連法規等取りまとめ表の作成 11. 環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 12. 環境関連の外部コミュニケーションの窓口、環境活動レポートの作成
部門責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自部門における環境経営システムの実施、環境方針の周知、従業員に対する教育訓練の実施、自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 2. 自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 3. 特定された項目の手順書作成及び運用管理 4. 自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成、テスト、訓練を実施、記録の作成 5. 自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
従業員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境方針を理解し、部門の環境活動計画に従って活動する。

5 環境目標・活動計画及び実績

5-1 環境目標

環境目標	基準(実績)		年度目標		中期目標	
	2015 年度		2017 年度		2016 年度	2017 年度
	通年	運用期間	通年	運用期間		
		2015年9月～		2017年9月～		
2016年8月		2018年8月				
1. 二酸化炭素排出量の削減	(排出量)		5%削減		3%削減	5%削減
	140,223		135,930		138,792	135,930
	kg-CO ₂		kg-CO ₂		kg-CO ₂	kg-CO ₂
1.1 電力使用量の削減 ⁽¹⁾	(処理量当り)		5%削減		3%削減	5%削減
	143,021 kWh		138,643 kWh		141,562 kWh	138,643 kWh
	(66,361kg-CO ₂)		(64,330kg-CO ₂)		(65,684kg-CO ₂)	(64,330kg-CO ₂)
1.2 自動車燃料使用量の削減	(処理量当り)		5%削減		3%削減	5%削減
	28,569L		27,694L		28,278L	27,694L
	(73,815kg-CO ₂)		(71,743kg-CO ₂)		(73,038kg-CO ₂)	(71,743kg-CO ₂)
3. 廃棄物排出量の削減	(一廃排出量)		14%削減		10%削減	14%削減
	656.9Kg		614Kg		642.6Kg	614Kg
4. 水資源投入量の削減	(水使用量)		10%削減		7%削減	10%削減
	6,156m ³		5,832m ³		6,026.4m ³	5,832m ³
5. 化学物質使用量の削減	(処理量当り中和剤)		5%削減		3%削減	5%削減
	1,692Kg		1,624.3Kg		1,641.2Kg	1,624.3Kg
6. グリーン購入の拡大	(グリーン化率 ⁽²⁾)		7ポイント増		7ポイント増	7ポイント増
	83%		97%		90%	97%
7. 受託した産廃の再資源化率の向上	(再資源化率)		1ポイント増		0ポイント増	1ポイント増
	99%		100%		99%	100%

5-2 取組の結果と評価

環境活動計画	取組結果とその評価(2017年9月~2018年8月)			
	環境目標	実績	達成	評価及び次年度の取組内容
1. 二酸化炭素排出量の削減	5%削減 (135,930kg-CO ₂)	9%削減 (124,353kg-CO ₂)	○	・電力量・自動車使用量の削減はできました。焼却炉のCO ₂ は今年度は少なくすることが出来たので、次年度からの目標として取り組む事にする。
① 電力使用量削減 ・LED照明への切替 ・装置の不使用时電源OFF	5%削減 138,643kWh (64,330kg-CO ₂)	14%削減 119,645kWh (55,515kg-CO ₂)	○	・仕事量の増加のわりには電力使用量は削減できた。 LED照明への切替はまだ行っておらず、今後の課題としたい。
②車燃料使用量削減 ・車輛点検整備の徹底 ・エコドライブの徹底	5%削減 27,694L (71,743kg-CO ₂)	7%削減 26,610L (68,838kg-CO ₂)	○	エコドライブの効果、無駄な走りを抑えた効果 低燃費車への切り替え検討 ・運転者教育の実施をさらに充実して行う。
2. 廃棄物排出量削減 ・一廃分別の徹底 ・コピー紙、雑紙のリサイクル	14%削減 614Kg	21%削減 486Kg	○	・一般廃棄物の分別が十分機能したおかげで大幅に削減することができた。 ・コピー紙、雑紙のリサイクルを更に徹底させる
3. 水資源投入量削減 洗車時の節水 ・廃液処理時の節水	10%削減 5,832m ³	13%増加 6,660m ³	×	・今年度は焼却炉の修理が多く、その都度焼却炉の水を抜いたり、入れたりしていたために水道の使用量が増えてしまいました。
4. 化学物質使用量削減 ・高効率中和剤への切替 ・代替中和剤の検討	5%削減 1,624.3Kg	75%削減 400Kg	○	中和剤の使用量の削減 処理廃液量の減少 ・安価で同等以上の性状の中和剤への切り替え
5. グリーン購入拡大 ・エコマーク品の選定	(グリーン化率) 97%	エコマーク商品の購入率 97%	○	グリーン購入基準の見直しの結果が出た。 対象グリーン商品を更に調査し検討する。
6. 受託した産廃の再資源化率向上	(再資源化率) 100%	(再資源化率) 96%	×	今年度は処理廃液の運搬に使用した廃プラ容器等の再資源化が上手くできませんでした。
○:目標達成、×:目標未達			購入電力の排出係数:0.464kg-CO ₂ /kWh	

6 当社の取組

① 節電教育の強化

当社の節電をより一層進めるために、毎朝の朝礼にて社長からの訓示、その日の各部門においての目標などを決めて節電に積極的に取組む様、日々努力しています。

② 再資源化対策

排出事業者(お客様)より回収した廃棄物などで再生可能な物は積極的に再生し、リサイクル業者へ出す。又、分別することにより再生可能な廃棄物は作業時間の合間を見て分別し、それぞれのリサイクル業者へ搬出する。

中には年代物で分別しても再生不可能な物のありますが、その場合は焼却したり、溶かすことによって再生できる素材であれば、それが出来る業者に再生以来する事も検討すること。

③ 非常時における訓練

非常事態としてまず思い浮かぶのが火災です。それを未然に防ぐために日頃からの訓練が必要です。

消火訓練の様子



焼却炉の消火



精錬場の消火

(2) 廃液の漏洩事故

貯留タンクの破損等による漏出を防ぐためにタンクを設置する場所にはかならず柵を用意してその中にタンクを設置しておりますが、万が一の事を考えて日々の破損がないかの点検と漏出した場合の訓練を行っております。

漏洩事故防止訓練の様子



廃液タンク設置場所の漏洩防止訓練



放流水の漏洩防止訓練

(3) 運搬中の事故等について

安全運転管理者による安全運転講習会の開催。日々のエコドライブ10によるエコ運転は結局の所、安全運転となる等の啓蒙

④ グリーン購入の推進

当社に必要な備品を洗い出し、積極購入する事を検討し、実行すること。

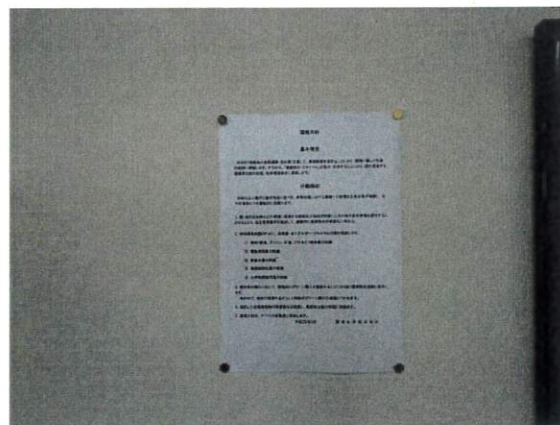
⑤ 掲示による周知・啓発

環境配慮を遵守するために、工場内の決められた場所に環境目標を掲示します。

又、手洗い場には節水の張り紙や、当社使用トラックにはエコドライブ10のステッカーなどを目につく所に貼って啓蒙に努めます。



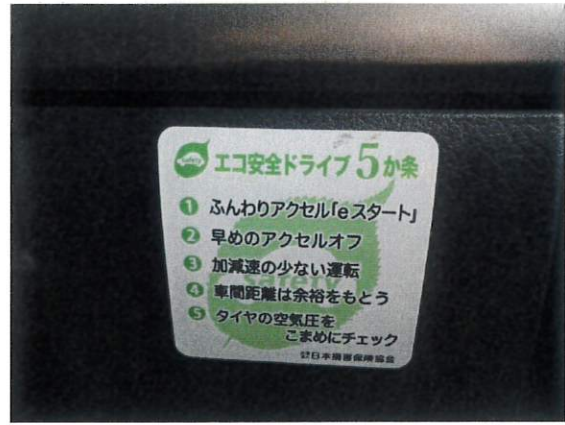
環境方針(1F 工場)



環境方針(2F 事務所)



節水のお願ステッカー



エコ安全ドライブ5か条ステッカー(ダッシュボード)

7 環境関連法規取りまとめ一覧及び確認表

区分	環境関連法規等名称	法令条項	法規制等要求事項	当社該当事項	遵守事項等
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (一般廃棄物の処理)	法1 法2/3 法6/2.6	排出抑制・適正処理 事業系一般廃棄物の処理 一般廃棄物の運搬、処分を委託する場合は、許可を取った一般廃棄物運搬業者、環境省令で定める処分業者へ委託	一般廃棄物の処理委託	町条例に従って排出又は環境省令で定めるもっぱら物回収業者へ委託 :大量に排出する場合は、許可を取った一般廃棄物収集運搬業者に委託
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (産業廃棄物の適正処理)	規8の1~3	① 保管基準・飛散流出等、防止対策 ② 保管場所の表示板(60×60cm以上) 種類・管理者の名称・連絡先・保管可能量	産業廃棄物の保管(廃プラスチック)	① 保管場所の囲い、衛生管理(飛散、流出、地下浸透等防止) ② 表示板の設置
		法12/6~7 令6/2.4 法25~34	① 収集運搬・処分業者と産業廃棄物処理委託基準及び特別管理産業廃棄物委託基準に従って二者間委託契約 契約書記載事項:種類、数量、性状、荷姿最終処分地、金額など 罰則	産業廃棄物の処理委託	① 許可を受けた収集運搬・中間処理事業者との委託契約締結。契約書は契約終了後5年間保管。 委託事業者の事業区分、品目、取扱他県等の許可、許可期限等の許可条件確認(許可証の写し添付) ② 記載事項確認、また定期的確認 許可期限の確認(許可証の写し再提出)
		法14の4 法14/13 法14/14 法14の4/13 法14の4/14 法12/3 規8/20~38	特別管理産業廃棄物を収集運搬する場合は該当する都道府県知事の許可を受ける。 廃油類、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物等 産業廃棄物処理困難通知 産業廃棄物処理困難通知 特別管理産業廃棄物処理困難通知 特別管理産業廃棄物処理困難通知 ① 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付:種類ごと、運搬先ごと、運搬車ごと 種類・数量・性状・運搬処分者名・最	廃油類、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物等の取扱 廃棄物処理におけるマニフェスト伝票の	特別管理産業廃棄物管理責任者(有資格者)の設置 書面による通知 通知の保管義務 書面による通知 通知の保管義務 マニフェストは次のように交付 種類ごと、運搬先ごと、運搬車ごと 種類・数量・性状・運搬処分者名・最終

			<p>終処分地の記載</p> <p>管理票の回収管理:返送日をA票に記入</p> <p>回収期限(引き取り日起算):B2・D票は90日以内(特別管理産業廃棄物は60日)、E票は180日以内</p> <p>上記日数以内に返送されない場合は30日以内に知事への報告</p> <p>管理票の保管期限:処分終了後5年間保管</p> <p>産業廃棄物管理票交付状況等報告書の提出</p>	発行	<p>処分地記載</p> <p>マニフェスト返送日の確認・記録・保管</p> <p>交付マニフェストのB2・D票は90日(特別管理産業廃棄物は60日)以内、E票は180日以内に返送されない場合は、30日以内に知事へ報告</p> <p>交付マニフェストの5年間保管報告書(毎年6月30日までに)提出・写しを保管</p>
廃棄物	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令</p>	<p>令 6.5 6.6</p>	<p>特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号へ(2)及び(3)並びに第四条の二第一号ト(1)から(3)までの規定の例によること</p>	<p>感染性廃棄物の保管</p>	<p>特別管理産業廃棄物管理責任者(有資格者)</p> <p>設置(変更)届出</p>
	<p>瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例</p>	<p>条9</p> <p>条29</p> <p>条38</p> <p>規17</p>	<p>減量化・再資源化</p> <p>事業系一般廃棄物は自らの責任において処理</p> <p>事業系一般廃棄物の保管場所の設置</p> <p>事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準</p> <p>飛散・流出等及び害虫防止対策</p> <p>種類・保管等の表示</p>	<p>一般廃棄物の処理・保管</p>	<p>減量化・再資源化</p> <p>適正処理(廃掃法に従って一般廃棄物収集運搬業者に依頼)</p> <p>保管場所の設置及び種類等の表示</p> <p>保管場所の管理</p>
	<p>東京都廃棄物条例</p>	<p>条8</p> <p>条10</p> <p>条17</p>	<p>事業者の責務</p> <p>事業系廃棄物の減量等</p> <p>産業廃棄物管理票</p>	<p>廃棄物排出量の削減、適正処理、リサイクル</p>	<p>廃棄物の再利用の促進</p> <p>再資源化等</p> <p>産業廃棄物管理票の適正交付・管理</p>
<p>資源循環(リサイクル)</p>	<p>特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)</p>	<p>法6</p>	<p>特定家庭用機器を長時間使用、廃棄物として</p> <p>排出の場合は、適切に引き渡し、料金支払い</p> <p>ブラウン管・液晶・プラズマテレビ・冷蔵庫冷凍庫・洗濯機・ユニット型エアコン・衣類乾燥機に適用</p>	<p>ブラウン管・液晶・プラズマテレビ・冷蔵庫冷凍庫・洗濯機・ユニット型エアコンの廃棄</p>	<p>特定家庭用機器を排出した場合、料金を支払い、適切に引き渡す。また特定家庭用機器</p> <p>廃棄物管理票の写しを受け取り後1年間保管、または産業廃棄物管理票を交付している場合は、廃棄物処理法に従う。</p>

	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	法8	自社使用済み自動車をリサイクル法に基づいて処分	自社自動車の廃棄	自社使用済み自動車をリサイクル処分
化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	法5 法24	第一種指定化学物質等取扱事業者の取扱量の把握・届出 罰則	焼却炉におけるダイオキシン類	毎年6月30日までに前年度の第一種指定化学物質の排出量を都道府県知事経由で国に届出
消防	消防法 (危険物関連)	法13 法13/23	危険物取扱者以外の者は、危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取扱ってはならない。 危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない。	廃液中和装置 次亜塩素酸・硫酸・苛性ソーダ	危険物取扱者が取り扱う 講習を受講
	火災予防条例 (東京都)	条31/3	標識・漏洩防止構造・転倒防止装置・消火器具等の設置	指定数量未満の保管の場合	少量危険物貯蔵取扱所の維持管理
水質汚濁	下水道法	法12/9 法12/3~11	事故時の措置(油を含む水の流出) 特定施設の設置等の届出及び報告	廃液処理施設	応急処置・事故時の状況及び措置概要を下水道事業管理者に届出届出と事故時の速やかな報告
	水質汚濁防止法	法5 法5/2, 3 法12/4 法14/5 法14の2 法30~35	特定施設の届出 有害物質使用特定施設の届出 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務 有害物質使用特定施設等の点検・記録 事故時の対応 罰則	廃液処理施設	排出量の届出 有害物質使用量の届出 地下浸透の防止等 点検簿への記入及び記録の保管 市町村下水道管理者への通報
大気汚染	大気汚染防止法	法3~17/2 法33~37	焼却炉から排出される煙の抑制、ダイオキシン類濃度の規定値以下であることの証明。 罰則	焼却施設	年2回のばいじん測定を行い、その結果を監督官庁に報告する。
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置	法6 法12 法49~52	対象地域首都圏:東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県 対象自動車 対象地域内に使用の本拠がある車両 ディーゼル乗用車 「自動車 NOx・PM 法適合車」の認定	保有トラック	排ガス基準適合車の使用 対象自動車 18台 認定台数 18台

	法 (自動車 NOx・PM 法)		罰則		
大気汚染	東京都環境確保 条例	条37 条4 条5の9 条5の24～ 条6の2	粒子状物質排出基準の遵守 環境への負荷の低減及び公害の防 止に関する施策への協力 工場設置の認可 削減目標の設定	保有トラック 焼却施設	排出ガス基準適合車を使用 環境への負荷の低減及び公害防止 の為の従業員への訓練・監視体制 の整備等 工場を設置しようとする者は知事に 認可を受けなければならない。 温室効果ガスの排出量の把握・削 減目標の策定・計画書及び記録の 作成、保管・責任者の選定等
	フロン類の使用の 合理化及び管理 の適正化に関する 法律	法16・17・ 18 法103～ 109	特定製品に使用されるフロン類の管 理の適正化に係る措置 罰則	事務所内 医療廃棄保管 用冷蔵庫 保有トラック	事務所内のパッケージエアコンや冷 蔵機、保有トラックのエアコン等から 代替フロンの漏えいがないかの定期 的な目視による確認
	ダイオキシン類対 策特別措置法	法4 法8 法24 法44～49	事業者の責務 排出基準 焼却炉に係るばいじん等 罰則	焼却炉から排 出 されるダイオ キシン類	排出基準の遵守、年2回のばいじん 測定の実施及びその結果の監督官 庁への報告
	悪臭防止法	法14 法24～30	国民の責務 罰則	廃液処理時	工場内・外において、悪臭を防止す る。
	特定工場における 公害防止組織の 整備に関する法律	法3 法15/2～1 9	公害防止統括者の選任 罰則	工場内	講習を受けた公害防止責任者を任 命し 工場内の公害防止に努めてもらう
	容器包装に係る 分別収集及び再 商品化の促進に 関する法律	法4 法46～49	分別・再利用の徹底 罰則	廃棄レントゲ ン写真を入れ てある紙袋類	フィルムと紙袋類とに分別後、紙袋 類は再利用
訓練	消防法	法4	火災の予防	工場内	年1回の予防訓練の実施
	労働安全衛生法	法20・22・23 法59 法115～123	労働環境の確保 雇入れ時の教育・訓練 罰則	工場内作業 業務上の作業 時	作業場・使用車両とうの点検・整備 年1回の教育・訓練
資源循環	循環型社会形成 推進基本法	法7 法11	基本原則 事業者の責務	廃棄物の抑制・ リサイクル・再 生品の使用等	回収した廃棄物の再利用・再資源化 の促進
資源循環	資源の有効な利 用の促進に関する 法律	法3 法4	基本方針 事業者等の責務	3R の推進	3R 原則の教育と実践

省エネ	エネルギーの使用の合理化に関する法律	法4	エネルギーの使用の合理化	電力使用の削減	工場内での省エネ推進
グリーン購入	国等による環境物品等の調達に関する法律	法5	事業者及び国民はできるかぎり環境物品等を選択するよう努めるものとする。	物品購入時	環境にやさしい原材料の利用 エコ商品の選択購入

環境関連法規等の遵守状況を確認し評価した結果、環境関連法規等への違反・訴訟はありませんでした。なお、関係当局よりの違反等の指摘は過去3年間ありません。

8 代表者による全体評価と見直しの結果（見直し実施日：2018年9月12日）

(1)全体評価

エコアクション21を構築し、5年が経過しました。決算月となり目標の達成状況、計画の実施状況及び法規等の遵守状況を見る限り、十分とは言えないものの昨年に比べ、主要な環境活動は概ね実施できた。しかしながら、前年度から目標を達成出来なかった項目もありました。従って環境方針は変更しないが、各部門においてどの部分がだめだったのかをよく話し合っ、より一層の削減を目指して下さい。

(2)見直しの結果

- 1 二酸化炭素の排出では、燃料や電気使用量等ではCO2を少なくすることは出来ました。又、今年度は労働安全衛生法やその他の法改正を見据えて、労働環境を改めた結果、焼却日数が少なくなり、その結果CO2の排出量も少なくなりました。次年度は、焼却炉のCO2削減も環境目標に盛り込んで、さらに削減できるように皆さんで考えて実行して下さい。
- 2 従来の一廃排出量の分別の徹底と定量把握ができたおかげで、目標を達成することが出来ました。来年度は排出量削減の目標をさらに高い目標で達成するように努力する。
- 3 水使用量の削減は今年度も目標を達成することが出来ませんでした。しかし、未達成の原因は焼却炉の補修や修理のために増えていることが解っているので、雨水や溜め水を使用するなどの課題を決めて目標を達成する様、努力しましょう。
- 4 化学物質(中和剤)使用量削減、グリーン購入の拡大、は何れも目標は達成した。しかしながら受託した産廃の再資源化率向上については、分別や、どうしても処理をしなければならない物(廃液処分後のポリ容器等)などがあり、今年度は目標を達成する事が出来ませんでした。来年度は、ポリ容器のリサイクル等もふまえて処分のあり方について考えて行きたいと思えます。
- 5 システム構築に際し、該当法規等の調査検討に注力したせいか適用事項が明確になり、取り組むべき対象が具体的に把握できるようになった。とりわけ近隣からの苦情が想定される焼却炉のダイオキシン類対策に対しては、年2回の自主計測のほかにも万全を期すこととする。そして今後とも新たな法規制情報の収集に努める。
- 6 来年度は各部門において取り組むべき新たな環境配慮の課題を決めてそれを実践して行くこと。その際には、当社で掲げている環境目標をかならず盛り込んで目標を設定する事。